

## (案)

## 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例（昭和 4 6 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。